

報告第1号

専決処分「津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（28－3）の請負契約金額の変更」の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月22日提出

南風原町長 城 間 俊 安

記

1 専決処分事項

津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事（28－3）の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成29年12月21日

南風原町長 城 間 俊 安

1 専決処分事項

津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)の請負契約金額の変更について

(1) 変更事項

変更前契約額	104,760,000円
増減金額	△637,200円
変更後契約額	104,122,800円

(2) 契約の相手

津嘉山第3雨水・第4汚水幹線工事(28-3)建設工事共同企業体

代 表 者	住 所	沖縄県南城市
	商 号	有限会社 伊世開発
	氏 名	代表取締役

構 成 員	住 所	沖縄県南城市
	商 号	有限会社 山川建設
	氏 名	代表取締役

2. 変更した理由

仮設土留めで一部打込みに使用する施工機械の変更により減額となった。